

## 山麓部などの太陽光発電設備の設置を規制します

～山麓部などに設置する一定規模の太陽光発電設備の設置を規制する条例を3月議会に提案～

平成30年(2018年)2月9日(金)

箕面市では、山なみや農地の景観を守るため、景観を阻害する可能性の高い一定規模以上の太陽光発電設備の設置を規制する条例を、3月議会に提案します。

太陽光発電設備は、森林を伐採したり農地を転用して設置される場合があります。山林や農地の景観を破壊するだけでなく、地面の保水機能を低下させることがあります。また、太陽の反射光や反射熱の影響などにより、周辺住民とのトラブルが発生している事例が見受けられます。

このため、本市では、山地や農地などの地区において出力10kW以上または面積100㎡以上の太陽光発電設備等の設置を禁止し、それ以外の地区でも許可制とするものです。なお、住宅などの屋根の上に設置するものは規制の対象外となります。

### 1. 条例の概要

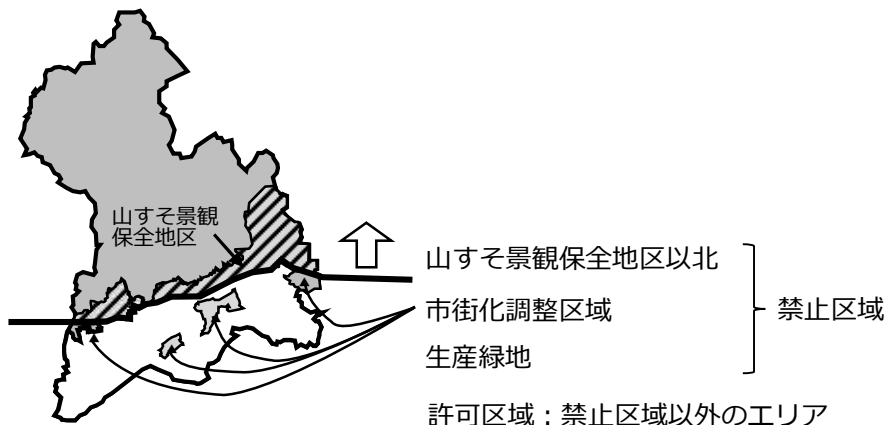
箕面市では、山なみや農地の景観を守るため、景観を阻害する可能性の高い一定規模以上の太陽光発電設備の設置を規制する条例を、3月議会に提案します。

太陽光発電設備は、森林を伐採したり農地を転用して設置される場合があります。山林や農地の景観を破壊するだけでなく、地面の保水機能を低下させることがあります。また、太陽の反射光や反射熱の影響などにより、周辺住民とのトラブルが発生している事例が見受けられます。

本市ではこれまで、「山なみ景観保全地区」や「止々呂美田園景観保全地区」を指定して、山なみや農地の景観を守ってきました。この景観を今後も守り続けるため、「山すそ景観保全地区以北のエリア」などの対象地区で、出力10kW以上または面積100㎡以上の太陽光発電設備等の設置を禁止し、対象地区以外でも許可制とするものです。なお、住宅などの屋根の上に設置するものは規制の対象外となります。

### 2. 規制の対象について

規制の対象となる太陽光発電設備は、出力10kW以上または面積100㎡以上のものです(ただし、高さ10m以上の建築物の屋根に設置するもの及び住宅・共同住宅の屋根に設置するものは除きます)。「山すそ景観保全地区以北のエリア」、「市街化調整区域」、「生産緑地」において、これらの太陽光発電設備等の設置を禁止し、それ以外のエリアにおいては、近隣住民の同意などを条件とする許可制とします。



(1)禁止区域(「山すそ景観保全地区以北のエリア」、「市街化調整区域」、「生産緑地」)

**【禁止されるもの】**

- ①出力 10 kW以上または面積 100 m<sup>2</sup>以上の太陽光発電設備
- ②出力 10kW未満かつ面積 100 m<sup>2</sup>未満のもので、下記の場所以外に設置する太陽光発電設備(ただし、道路標識等に附属して設置する 1.5 m<sup>2</sup>未満のものは除きます)
  - ・高さ 10m 以上の建築物の屋根の上
  - ・住宅・共同住宅の屋根の上
  - ・店舗の屋根の上

(2)許可区域(禁止区域以外のエリア)

**【許可が必要なもの】**

出力 10 kW以上または面積 100 m<sup>2</sup>以上の太陽光発電設備

**【許可基準】**

- ・隣接する住民及び反射光や反射熱の影響が及ぶ範囲の住民の同意を得ること
- ・植栽等により周囲(概ね半径 100m程度)の道路、公園等の公共空間から設備を遮蔽すること

### 3. 景観保全に関するこれまでの取り組みと今後の予定

**【これまでの取り組み】**

平成 9年 4月	箕面市都市景観条例の施行
平成10年10月	山なみ景観保全地区の指定
平成17年 8月	景観法の施行
平成19年 7月	箕面市都市景観基本計画〔改訂版〕の策定
平成20年 4月	箕面市景観計画の施行、箕面市都市景観条例の全面改正
平成22年 4月	山すそ景観保全地区の指定(同年7月施行)
平成25年 1月	止々呂美田園景観保全地区の指定(同年4月施行)

**【今後の予定】**

平成30年 3月	市議会で条例議決
平成30年 4月1日	条例施行

問い合わせ先  
みどりまちづくり部まちづくり政策室  
TEL 072-724-6810(直通)